

必ず加入しなければならない人

従来の国民年金では、農業、漁業、商業など自営業の人とその家族が加入する年金制度でした。しかし、昨年の4月1日からは、国民年金に加入する人の範囲が拡大され、厚生年金保険、共済組合等に加入しているサラリーマン、公務員などとその奥さん（被扶養配偶者）で20歳以上60歳未満の人もすべて国民年金に加入することになり、この結果、国民年金に加入しなければならない人はいない人は次の3種類となりました。

第1号被保険者



農業、自営業はもとより、自由業などの給与所得でない人、また、サラリーマンであっても厚生年金などに加入していない人や、無職の人も加入しなければなりません。これらの加入者を第1号被保険者といいます。

第2号被保険者



会社、役所等に勤めるサラリーマンで、厚生年金保険や共済組合等の加入者が第2号被保険者となります。

第3号被保険者



厚生年金保険などの年金制度に加入している人（第2号被保険者）に扶養されている配偶者で、20歳以上60点未満の人が第3号被保険者といえます。また、この加入の基準は健康保険の被扶養者であるかによって決められます。

希望すれば加入できる人

次のような方々は、希望すれば任意で加入することができます。

- 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人
- 海外に在住している20歳以上65歳未満の日本人
- 厚生年金、共済年金などの老齢（退職）年金の受給権者
- 大学、専門学校等の学生

老齢年金の支払いが年6回になります

旧法国民年金の老齢年金は、現在、3月、6月、9月、11月の年4回支払われていますが、2月から受給権者の方の利便を考慮して、年6回の支払いになります。支払い月は2月、4月、6月、8月、10月、12月で、支払い月の前月までの2か月分を支払うようになります。今回の2月の支払いには、62年12月と63年1月分が支払われます。

なお、そのほかの年金の支払いは、今までどおり年4回（老齢福祉年金は年3回）で変わりありません。



住所・支払機関変更届等の提出先が変わります

老齢年金、通算老齢年金、老齢基礎年金を受けている方が住所や支払機関が変わったとき提出する住所・支払機関変更届の提出先が、2月から社会保険事務所に変わります。

このほか、提出先が変更になったものは、年金受給権者氏名変更届、年金受給権者失権届、年金証書再交付申請書などです。

なお、これにより、届書の処理や国民年金証書のやりとりにかかる日数が短縮されることになります。

みんなで支えよう国民年金

